

「新型コロナウイルス施策関連情報」のお知らせ

休業等に応じた店に“協力金”

国の「緊急事態宣言」発令にともない、京都府全域の飲食店等では、店舗の休業や営業時間の短縮の要請が行われています。

このことによって、4月25日以降の「休業や時短要請」に協力した店舗に対し、京都府から「緊急事態措置協力金」が支給されることになっています。

最新の支給要項や申請方法は、改めてお知らせしますが、4月25日から5月11日までは次のとおりです。

1. 飲食店等

対象施設・要請内容

対象施設	要請内容	
飲食店 飲食店、喫茶店 (宅配・テイクアウトサービスは除く)	酒類提供またはカラオケ設備を提供する	休業要請
遊興施設 バー、カラオケボックス等	酒類提供またはカラオケ設備を提供しない	時短要請 (5時から20時まで)
カラオケ		
結婚式場 (ホテル・旅館等での結婚式を含む)	酒類提供またはカラオケ設備の使用自粛	時短要請(5時から20時まで)

○問い合わせ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局 (Tel 075-365-7780)

“月次支援金”は4月以降の売上減に

今年の4月以降、休業や時短要請の影響で、外出自粛の影響を受け、2019年または2020年の同月と比べて売り上げが50%以上減少している事業所に対して、国から「月次支援金」が支給されます。

給付額

- 中小法人 上限20万円
- 個人事業者等 上限10万円

事業の見直し等には“補助金”

小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）をご活用ください。コロナ対策と事業の継続を目的に、現況事業の見直しや新たな事業への進出を支援するものです。

ただし、この補助金の申請については、専用システム（「Jグランツ」）を利用する必要があります。主な内容は次のとおりです。

協力金

中小企業は売上高に応じて1日4万～10万円
前年または前々年の時短要請月と同じ月の1日当たりの売上高に0.4をかけた数値

2. 飲食店以外

対象施設・要請内容・協力金

対象施設		要請内容	協力金
映画館等	映画館 など	施設の床面積の合計が1,000㎡超：休業要請	自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円/日・施設を支給
運動・遊技施設	ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ店 など		
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など		
商業施設 (生活必需物資を除く)	大規模小売店、百貨店 など	施設の床面積の合計が1,000㎡超：休業要請(生活必需物資を除く)	

※なお、減少率の算出は2019年か2020年の1か月間の売り上げから、2021年の同じ月の売り上げを差し引いた減少額でマイナス50%以上が対象です。

申請期間

- 4月と5月分 6月16日～8月15日
- 6月分 7月1日～8月31日

○問い合わせ

月次支援金事務局 (Tel 0120-211-240)

補助対象者 小規模事業者(業種ごとに制限があります)

補助率・補助額 対象経費の4分の3で上限100万円

締め切り 7月7日(水)午後5時：厳守

※なお、年度内に4回締め切りがあります。

詳しくは全国商工会連合会(補助金事務局)のホームページでご確認ください。

(<https://www.jizokuka-post-corona.jp/>)

○問い合わせ

持続化補助金低感染リスク型コールセンター
(Tel 03-6731-9325)